

在宅療養

自分らしく、住み慣れた自宅で療養生活を送るために

図トータルサポートセンター
☎0869-22-3800

病気などを抱えていても、自宅で過ごしながらか療養することができます。

在宅療養とは、自宅へ医師や看護師、介護職などに訪問してもらい、医療や介護のサービスなどを利用しながら療養することです。

在宅療養の大きなメリットは、住み慣れた環境で自分らしい生活を送ることができる点です。今までのライフスタイルを維持したまま療養生活を送ることで精神面でも安心し、心や痛みが和らぐこともあります。

一方、在宅療養では容態が急変したときなど、療養を支える家族が不安を感じることがあります。そのため、在宅で療養生活を送るには、本人や家族の希望などを医療・介護関係者とよく相談することが大切です。



在宅療養を支えるチーム

在宅で安心して療養生活を送るために、医療・介護などの多職種の専門職（医師・看護師・薬剤師・リハビリテーション専門職・ケアマネジャー（介護支援専門員）・訪問介護員など）が日常生活の質を向上するため本人や家族をチームでサポートし、在宅療養を支えています。



在宅療養の主な相談先

在宅療養について相談したいときは、入院中の人は主治医や医療機関の相談室などに、通院中の人はかかりつけ医療機関、介護保険を利用中の人はケアマネジャー（介護支援専門員）に相談してみましょう。また、瀬戸内市地域包括支援センターでも介護サービスや介護予防に関することなど、生活全般のさまざまな相談に応じています。

もの忘れ、認知症のことで心配なことはありませんか？

「もの忘れ相談会」を開催します！

薬の飲み忘れが増えた

料理の味付けが変わった

お金や物を盗られたと言ったことがある



財布や鍵、通帳などを置いた場所が分からなくなる

同じものをたくさん買い込んでいる

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気です。初期の段階で治療を行うことにより、症状が改善したり、進行を遅らせたりできる場合があります。また、検査をすることで別の病気が見つかることもあります。

「もの忘れが増えた」「どこに相談すればよいか分からない」など困ったことがあれば、自分だけ、または家族だけで抱え込まず、お気軽にご相談ください（相談料は無料）。

相談は予約制（1人約30分）です。電話、FAX、市ホームページのメールフォームで相談者の氏名と連絡先をご連絡ください。申し込み多数の場合は、別の相談日をご案内します。

▷日時 令和7年1月23日（木）午後1時30分～午後3時

▷場所 瀬戸内市総合福祉センター

▷相談対応職員 保健師、社会福祉士、看護師など

▷予約期限 令和7年1月17日（金）

図トータルサポートセンター ☎0869-22-3800 FAX 0869-22-3801



市ホームページ

市県民税の申告準備をお忘れなく！

図税務課 ☎0869-22-1114

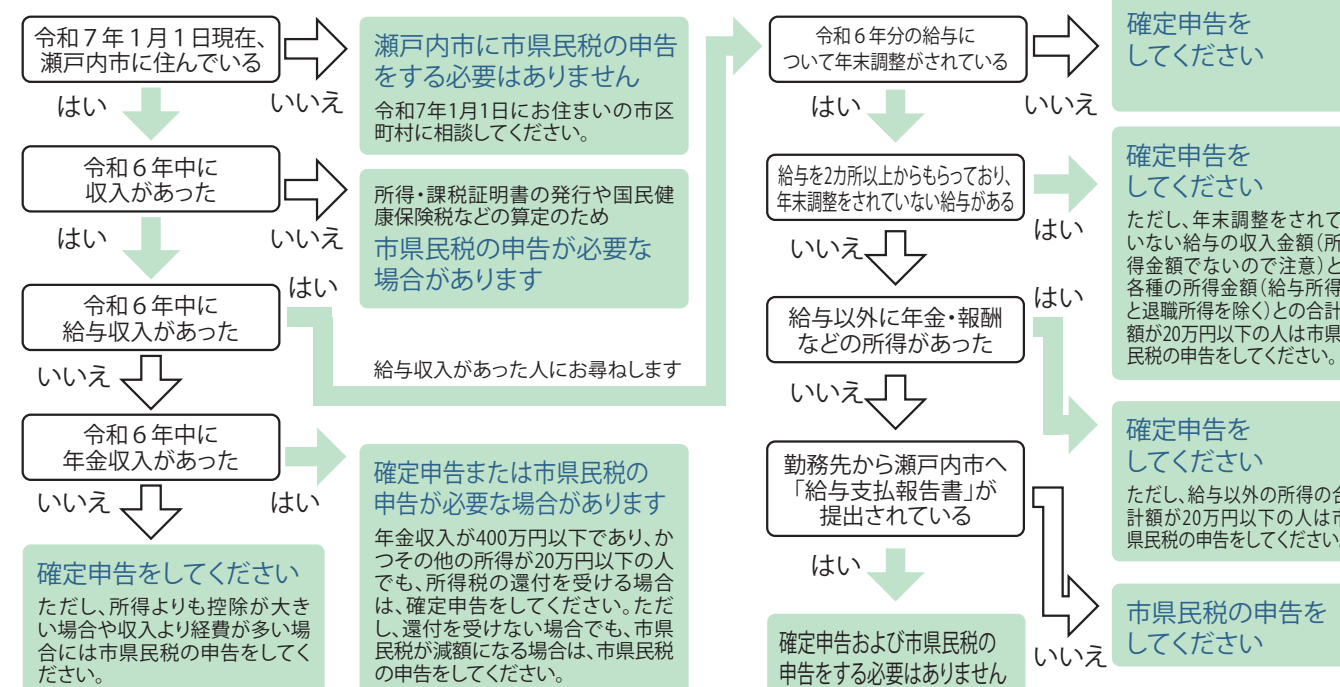
図西大寺税務署 ☎086-942-3815

市県民税の申告は、令和7年度の市県民税・森林環境税（個人住民税）を算定するための基礎資料となります。

また、所得課税証明書を発行する場合や、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定資料、国民年金保険料の免除申請などの各種手続きに必要となりますので、下図のフローチャートを参考に必要な手続きをしてください。



申告が必要かどうか、確認してみましょう



※このフローチャートは、一般的な事例です。ここに載っていない事例もありますので、詳しくはお問い合わせください。

確定申告はマイナンバーカードでe-Tax



マイナポータル連携で控除証明書などのデータが自動入力できます！
※利用には事前準備が必要です。



マイナポータル連携の詳細はこちら

「確定申告書等作成コーナー」では金額などを入力すると自動計算で申告書が完成！



申告書作成コーナーはこちら

申告に困ったときにぜひご利用ください

動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの操作方法などを動画で案内します。



チャットボット「ふたば」

質問したいことをメニューから選択または入力すると人工知能（AI）「税務職員ふたば」が自動で回答します。



税務署からのお知らせ

国税庁では税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を進める一環として、令和7年1月から、申告書などの控えに収受日付印の押なつを行いません。

書面で申告書を提出した場合、申告日や申告内容の確認には申請手続きが必要です（一部有料）。

e-Tax 申告ならメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認できます（無料）。

詳しくはこちら

